

2024 年度日本私立学校振興・共済事業団「学術研究振興資金」募集要項

標記、「学術研究振興資金」は、日本私立学校振興・共済事業団が社会的要請の強い学術研究に対して助成し、特色ある学術研究の振興に寄与することを目的とした研究費です。当該事業団への申請にあたり下記のとおりの内容で学内募集を行います。希望者は内容を確認の上、申請してください。

- (1) 本研究所で選定された研究課題については、私学振興・共済事業団「学術研究振興資金」として学長に推薦する。
- (2) 事業団での審査により採択となった場合、学術研究振興資金は学校法人に入金され、申請者には「特別学園研究費」として配分される。申請予算額の不足分は学校法人が補填する。また、採択された研究課題は、総合研究所研究課題となる。
- (3) 事業団での審査で不採択となった場合には、当該研究課題に対する学校法人からの研究費配分は行われぬ。

記

1. 対象となる研究分野

- (1) 人文・社会科学の研究（「人文・社会科学系」）(2) 自然科学の研究（「理工系・農学系」、「生物学系、医学系」）

2. 申請資格

- (1) 本学に所属する専任教職員 2 名以上（研究代表者を含む）で行う共同研究であること。
- (2) 対象となる研究テーマについて 2024(令和 6)年 4 月 1 日現在で 1 年以上の研究実績があり、その研究成果を公表していること。

3. 研究費

所要研究費は、1 年 60 万円以上、600 万円以内とする（採択件数は 1 件）。
ただし、人文・社会科学系の研究については、300 万円を上限とする。

4. 申請条件

この資金の交付対象となった研究については、当該研究の進捗状況に応じ、最初に当該事業団に採択されてから、最初の年を含めて 3 年応募することができる。ただし、当該事業団において選考は毎年行われるため、継続して採択されるとは限らない。また、当該事業団への申請は新規・継続の区分を問わず、大学から 1 件のみ申請可なので、2 年目以降の継続者が学内選定されるとは限らない。

5. 学内申請期間

2023(令和 5)年 9 月 1 日 (金) ～ 9 月 15 日 (金)

6. 提出書類

所定様式「学術研究計画調書」を期間内に研究推進担当（総合研究所事務局）に提出のこと。
※ 提出された「学術研究計画調書」は、研究成果の戦略的支援のため、産学連携コーディネーターに開示する。

7. その他

- (1) 科学研究費補助金と同じ研究課題は申請できないものとする。
- (2) 研究代表者としての申請は、総合研究所各種研究課題および府省の大型補助事業等の大学負担のある研究費の内から 1 人 1 件のみとするが、私立学校振興・共済事業団「学術振興資金」は他の研究課題との重複申請を認める。
- (3) 共同研究者としての参加は、研究遂行上必要な場合に限り、他の 1 研究課題のみ参加することが出来る。
- (4) APRIN の e ラーニングを受講していること。
- (5) 総研における研究成果については、その分野の「学術研究論文誌」等に発表することが強く望まれる。採択された課題に関し、学内的には、次のような義務がある。
 - ① 研究成果発表会（総合研究所研究成果発表会）における発表
 - ② 研究成果報告書（総合研究所年報として TDU 学術リポジトリにて公表）の提出
 - ③ 研究課題自己評価報告書の提出

【問い合わせ先】 研究推進担当（総合研究所事務局） 徳永・本山 70-6306

※申請期間が短いため、申請を希望される方は事前にご連絡ください。